

災害時における避難所等で使用する製品の供給に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）とアキレス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等で使用する製品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、（以下「災害時」という。）において、主に避難時や避難所等で使用する資機材等を、乙が甲に対して迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認められるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、別紙「製品一覧表」に掲げる通りとする。「製品一覧表」に記載の無い製品についても必要があれば、協議の上、要請する物資の範囲に含めることができる。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、「物資発注書」をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受けたときは物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 乙は、物資の引渡し完了したとき、その実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第6条第1項の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経

費（以下「本件費用」という。）は甲が負担するものとする。

- 2 乙が甲に供給した物資の代金は、災害発生直前における通常販売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 本件費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに本件費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月28日

甲 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町
安平町長 及川 秀一郎

乙 東京都新宿区北新宿2-21-1
アキレス株式会社
代表取締役社長 伊 藤

